個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所の項目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注）	注）なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和８年10月１日）時点の条番号を示すものとする。	注）なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和８年10月30日）時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	令和８年10月　ガイドライン改正に係る改正内容（令和８年10月30日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。
3-1-1(1)① 表中	（記載なし）	国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和８年法律第78号）第21条
3-1-1(1)① 表 注）	注）以上は令和８年10月１日時点において存続するもの	注）以上は令和８年10月30日時点において存続するもの